

神戸大学大学院工学研究科の修士学位に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文及び建築学専攻における特定の課題についての研究成果（以下「学位論文等」という。）の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、修士（工学）とする。

(学位論文審査申請書及び学位論文の提出)

第3条 学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査申請書（別紙様式1） 1部

(2) 学位論文 2部

2 学位論文審査申請書の提出時期は、3月修了予定者にあつては12月、9月修了予定者にあつては6月とし、各時期における提出期間は、各専攻が別に定める。

3 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては2月、9月修了予定者にあつては8月とし、各時期における提出期間は、各専攻が別に定める。

4 前2項の規定にかかわらず、教授会が特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

5 学位論文には、表紙をつけるものとする。

(研究成果審査申請書及び研究成果の提出)

第4条 建築学専攻において、学位論文に代えて特定の課題についての研究成果の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 特定の課題についての研究成果審査申請書（別紙様式2） 1部

(2) 特定の課題についての研究成果 1部

2 特定の課題についての研究成果審査申請書の提出時期は、学位論文審査申請書の提出時期に準ずる。

3 特定の課題についての研究成果の提出時期は、学位論文の提出時期に準ずる。

4 前2項の規定にかかわらず、教授会が特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

5 特定の課題についての研究成果には、表紙をつけるものとする。

(学位論文等審査委員会)

第5条 学位論文等の提出があつたときは、論文等の審査及び最終試験を行うため、学位論文等提出者ごとに学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、教授1人以上を含む研究科の教授又は准教授2人以上をもって組織し、主査1人及び副査を置くこととする。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学

位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、調査委員を委嘱することができる。
- 5 審査委員の選定及び調査委員の委嘱は、学位論文等提出者の所属する専攻から推薦のあった審査委員及び調査委員候補者について、教授会が行う。

(最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文を中心として、最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、最終試験の方法等を定めて、学位論文等提出者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、修士論文又は特定の課題についての研究成果発表会を開催するものとする。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査結果報告書（別紙様式3）又は特定の課題についての研究成果審査結果報告書（別紙様式4）を専攻長に提出し、専攻長は審査結果を取りまとめ修士最終試験報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成23年12月9日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
- 2 平成23年4月1日に在学する者及び平成23年4月1日以降において在学生の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。